

横須賀市国土強靱化地域計画 (案)

令和3年(2021年)3月

横須賀市

目次

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
第1節 基本目標	3
第2節 事前に備えるべき目標	3
第3節 基本的な方針	4
第3章 本市の地域特性及び災害想定	5
第1節 地域特性	5
第2節 災害想定	9
第4章 脆弱性評価	11
第1節 想定するリスク	11
第2節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	11
第3節 強靱化施策分野の設定	13
第4節 脆弱性評価の結果	13
第5章 強靱化の推進方針	15
第1節 リスクシナリオごとの推進方針	16
1 直接死を最大限防ぐ	16
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保する	27
3 必要不可欠な行政機能は確保する	32
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	33
5 経済活動を機能不全に陥らせない	34
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め るとともに、早期に復旧させる	37
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	38
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	40
第2節 施策の重点化	42
第6章 計画の推進と見直し	44
第1節 計画の推進体制	44

第2節 計画の進捗管理	44
第3節 計画の見直し	44
(別紙1) 国土強靱化に資する施策一覧	46
(別紙2) 脆弱性評価の結果	48
1 直接死を最大限防ぐ	48
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	51
3 必要不可欠な行政機能は確保する	53
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	54
5 経済活動を機能不全に陥らせない	55
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	56
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	57
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	58

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

第1節 計画策定の趣旨

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年（2014年）6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものである。

神奈川県（以下「県」という。）は、このような国の動きに合わせて、平成29年（2017年）3月に、県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定した。

これら国、県の動きを受け、発生する可能性があると予測される三浦半島断層群の地震、大正型関東地震、南海トラフ巨大地震等、大規模地震の発生や局地的な集中豪雨、巨大化する台風等による河川氾濫、土砂災害等の大規模自然災害が起きても本市が機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう強靱化に関する指針となる横須賀市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定する。

第2節 計画の位置づけ

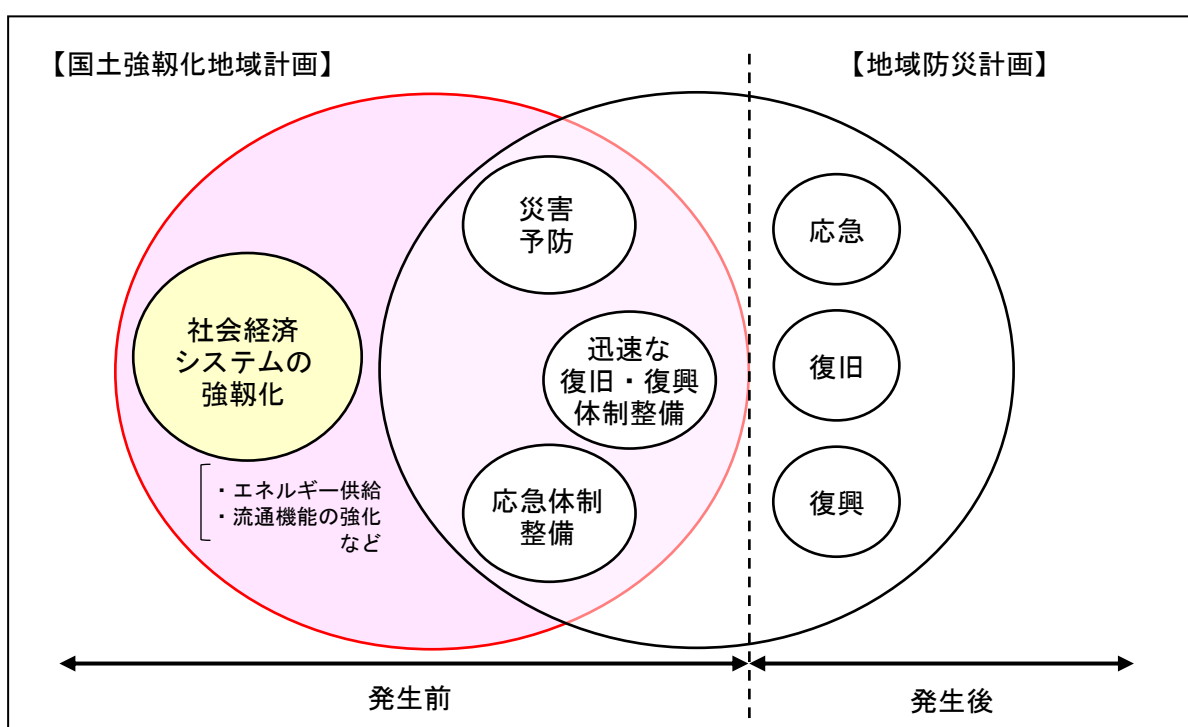
市地域計画は、基本法第13条に基づいて策定する国土強靱化地域計画であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。

そのため、災害対策基本法に基づき、横須賀市防災会議が作成した横須賀市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）等とも整合を図りながら策定するものである。

市地域計画の対象区域は、横須賀市域を基本とし、本市が主体となり取組みを進める事項を中心に扱うものとする。

・ 地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	—



第3節 計画期間

市地域計画が対象とする期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2026年度）までの概ね5年間とする。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

基本法第14条において、市地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならぬと規定されているため、基本計画や基礎自治体の役割等を踏まえ、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を設定する。

第1節 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興が図られる

第2節 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 基本的な方針

(1) 本市の強靱化を推進する上での取組み姿勢

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討して取り組む。
- ・短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・本市が有する抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自助・共助・公助の連携により、本市と市民が適切に役割分担して強靱化に資する施策を講ずる。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される施策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口減少による市民の需要の変化、施設等の老朽化などを踏まえた施策を推進する。
- ・既存の社会資本の有効活用等により費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBT等に十分配慮した施策を講ずる。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図った施策を推進する。

※LGBTとは

本計画では、性的マイノリティの呼称として認知度が高いとされる「LGBT」を使用しています。

L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感がある人）

第3章 本市の地域特性及び災害想定

第1節 地域特性

(1) 自然条件

① 位置・面積

本市は、神奈川県南東部の三浦半島の中央部にあり、東は東京湾、西は相模湾にそれぞれ面している。

市の北端（北緯 35 度 20 分）は夏島町で横浜市金沢区との境の平潟湾に面し、南端（北緯 35 度 11 分）は長井で三浦市初声町に接し、南北はおよそ 15.8 km である。市の東端（東経 139 度 45 分）は鴨居の観音崎で東京湾口に面し、西端（東経 139 度 35 分）は秋谷の長者ヶ崎で三浦郡葉山町に接し、東西はおよそ 15.5 km である。

市域の面積は、100.82km²であり、三浦半島の約 60% を占めている。



② 地形

本市は、地形的に、北帯山地、中帯山地および南帯山地に大別され、標高 100～200 m 程度の起伏の多い丘陵・山地からなり、この丘陵地の東側と南側に比較的上面が平坦な台地が分布し、宅地や農地に利用されている。

低地は、谷部と海岸部に分布し、比較的広い低地は小田和湾岸と平作川流域に広がるにすぎず、東京湾岸などの海岸部には狭い低地と埋立地が点在している。

また、西側は相模湾に接しており、海蝕地帯が多く、その他は概ね砂浜と岬で構成されている。

③ 地質

市域の基盤は、数 100 万年以前に堆積した葉山層群や三浦層群と、それよりやや新しい本市北部に分布する上総層群からなっている。これらの基盤は泥岩、砂岩等の軟らかい岩石から構成されている。

丘陵や台地の一部にはやや新しい時代の相模層群がこれらの基盤を覆っている地域もある。相模層群は砂礫や砂などからなり、本市東部の小原台台地や南部の宮田台地に厚く分布している。また、台地の上部や丘陵の頂部には富士山や箱根火山の噴火による火山灰から成る関東ローム層がところにより覆っている。

山地や台地は浸食されて部分的に谷となり、新しい堆積物によって覆われ、さらに川を流下した土砂が海岸部に堆積している。特に、平作川流域は厚さ 50m 以上に達する軟弱層の厚い地域となっている。

また、近年では海岸部や谷部を埋めた人工地盤から成る盛土地や埋立地が目立ち、盛土は泥岩やローム（粘性質の高い土壌）などを材料として盛られ、埋立地は砂などから形成されている。

④ 活断層

本市には、三浦半島断層群において主部と呼ばれる 2 つの活断層がある。

三浦半島断層群主部は、過去の活動時期の違いから、北側の衣笠・北武断層帯と南側の武山断層帯の 2 つに分けられる。

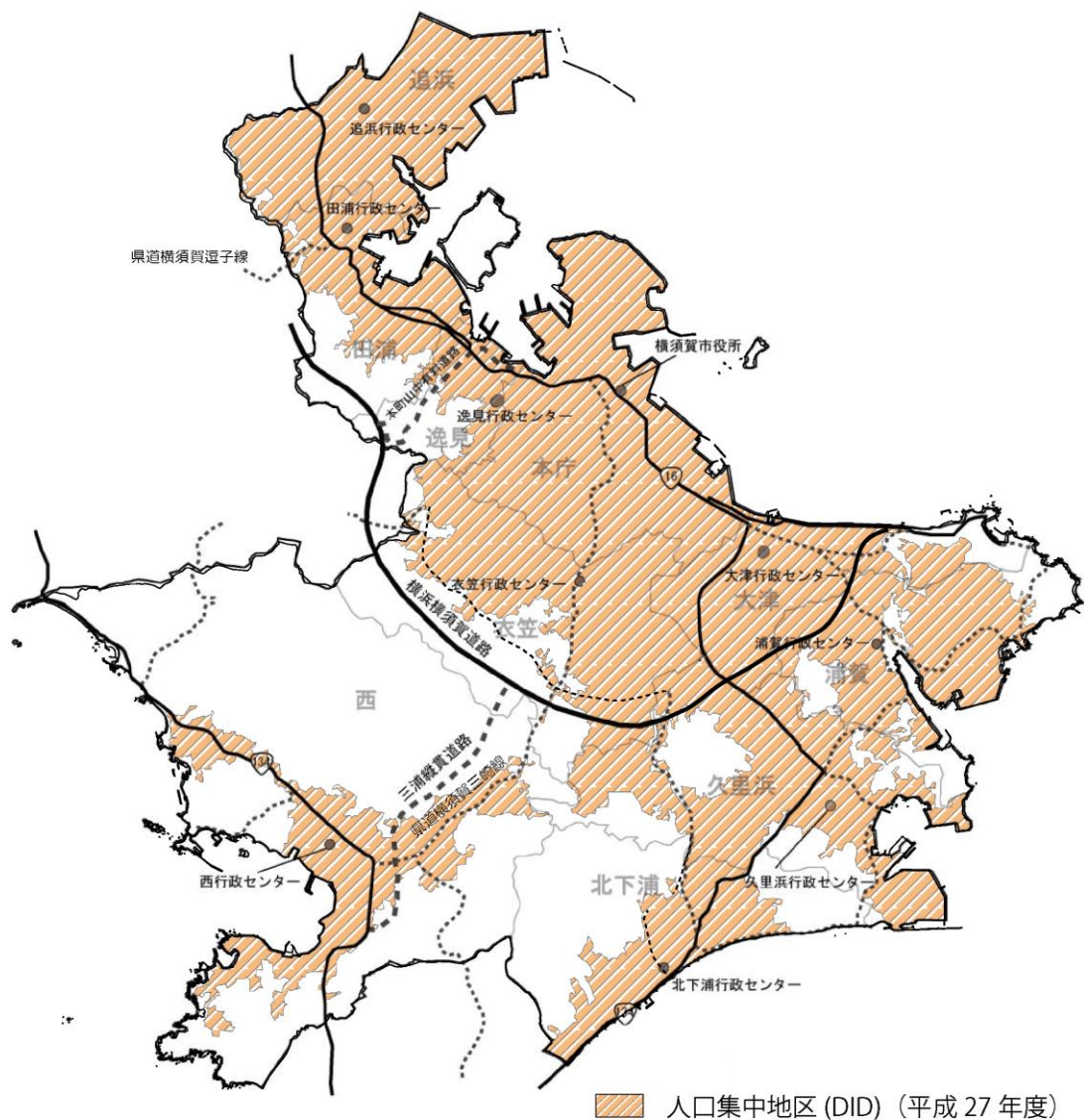
(2) 社会的条件

① 人口及び世帯数

本市の人口は、390,549 人、世帯数は 167,068 世帯（令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日現在 出典：横須賀市推計人口）であり、平成 5 年頃をピークに徐々に減少傾向にある。

人口集中地区（DID）は、東京湾沿いの追浜から衣笠、浦賀、北下浦に至る地域と、武、林の県道横須賀三崎線の両側から長井、佐島の相模湾沿いの地域の 2 地域で、本市の人口の約 95%がこの地区に居住している。

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、高齢化率は 31.5%に至っている。（出典：平成 31 年 1 月 1 日 横須賀市推計人口）



② 土地利用

本市は、軍港を中心に発展してきた歴史的経緯から、人口集中地区（DID）や交通基盤が東京湾側に集中している。

また、近年のまちづくりの進展により、郊外の丘陵上部や海岸部に住宅団地や大規模な新市街地が開発整備され、工業団地や農地などの土地利用が減少した。

現在の土地利用状況は、山林や農地が約 32%、住宅用地が約 24%、商業・工業等用地が約 8%、道路・鉄道用地が約 10%となっている。（出典：都市計画基礎調査（平成 27 年））

③ 道路

市内の主要道路は、南北軸が国道 16 号、国道 134 号、横浜横須賀道路、三浦縦貫道路であり、東西軸が横須賀逗子線、横須賀三崎線、安浦下浦線、本町山中線などである。

一部の路線には、地形の制約から幅員が狭隘で拡幅が難しい区間もあり、道路混雑の一因ともなっていることから、市街地における通過交通のバイパス機能を果たす三浦半島中央道路や、災害時の多重安全性を確保するための国道 357 号の早期整備が望まれている。また、本市の地形の特質から谷戸などが多く、トンネルや橋りょうが多数存在している。



出典 平成 28 年 3 月 横須賀市都市計画マスタープラン

④ 公共交通機関

市内の鉄道路線は、J R 東日本の横須賀線、京浜急行電鉄の本線と久里浜線が運行している。

バス路線は、横須賀駅、衣笠駅、浦賀駅、京急久里浜駅を中心に市域を網羅する形で運行している。

第2節 災害想定

(1) 地震災害

本市では、平成25年度(2013年度)から平成26年度(2014年度)にかけて神奈川県が実施した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、本市に直接の大きな影響を与える三浦半島断層群の地震、大正型関東地震、南海トラフ巨大地震を想定地震とする。

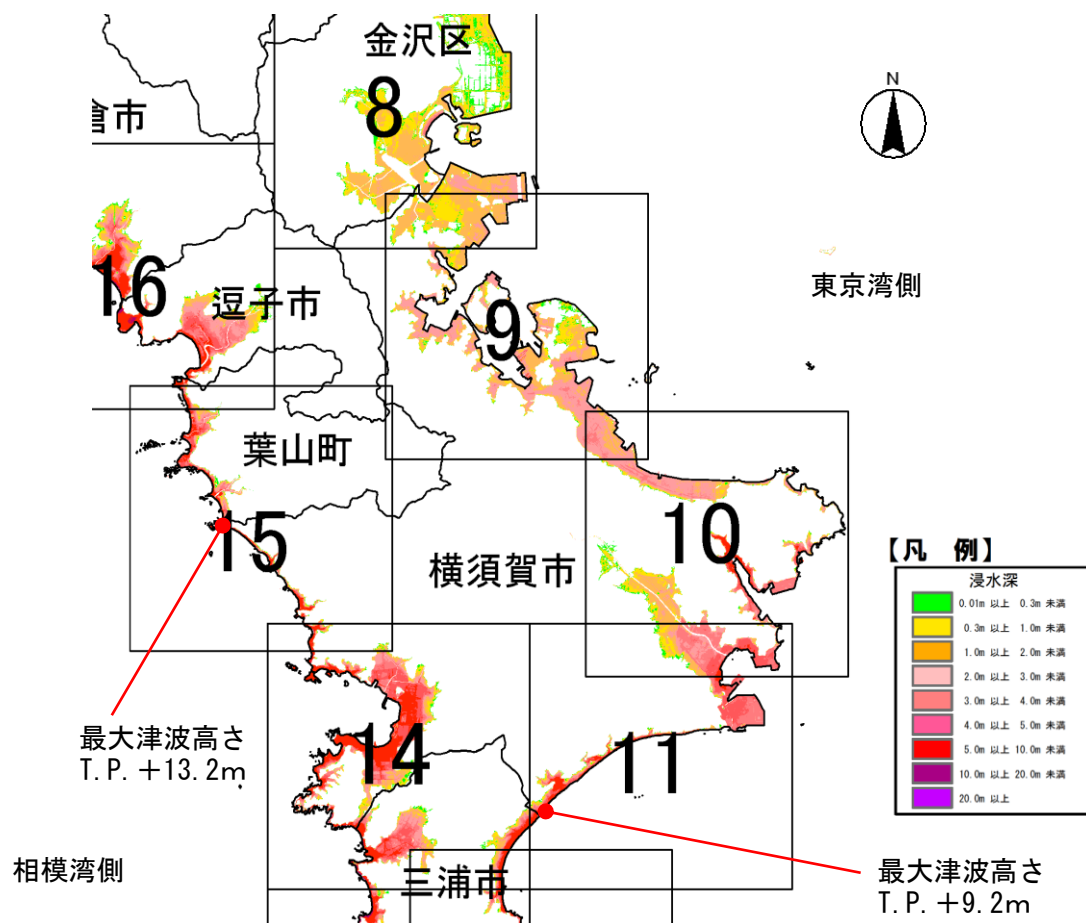
本市の被害想定は次のとおり。(「平成26年度神奈川県地震被害想定調査報告書」から抜粋)

種別	項目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
	モーメントマグニチュード	7.0	8.2	9.0
	最大震度	6強	7	5強
	最小震度	5強	6弱	4
人的 被害	死者数(津波含む)	370	2,910	210
	(人) 津波	—	1,850	210
	負傷者数(津波含む)	4,960	10,640	70
	(人) 津波	—	530	60
建物 被害	全壊棟数(棟)	8,330	24,220	910
	半壊棟数(棟)	22,030	32,460	2,590
火災 被害	出火件数(件)	30	70	0
	焼失棟数(棟)	3,100	5,030	0
	自力脱出困難者(人)	880	3,560	0
避難 者数	1日目～3日目(人)	96,360	187,370	13,930
	1ヵ月後(人)	64,930	132,170	6,790
帰宅困 難者数	直後(人)	14,510	14,510	14,510
	2日後(人)	14,510	14,510	0
	エレベーター停止台数(台)	380	390	*
ライフ ライン	電気(停電件数)(軒)	267,400	267,400	267,400
	都市ガス(供給停止)(件)	0	95,180	0
	LPガス(供給支障)(戸)	680	880	0
	上水道(断水人口)(人)	127,350	237,900	0
	下水道(機能支障人口)(人)	21,410	33,860	2,960
	通信(不通回線数)(回線)	150,990	147,360	147,050
	震災廃棄物(万トン)	237	547	23

(注) *わずか(計算上0.5以上10未満) 計算上0.5未満は0としている。

(2) 津波災害

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成 27 年(2015 年) 3 月に神奈川県が発表した津波浸水想定における浸水域、浸水深及び最大津波高さを災害想定とする。



出典 平成 27 年 3 月 神奈川県 津波浸水想定図

※T.P. (Tokyo Peil) …東京湾平均海面。日本の標高の基準となる海水面の高さ。

(3) 風水害

風水害は、気象、地形・地質、都市構造等の複数の要因が重なり合って発生することが多く、さらにその発生も突発的なものもあるため、定量的に被害予測をすることは困難である。

このことから、気象想定等での過去の被害状況を基礎資料とするとともに、これに起因して発生する可能性がある浸水・洪水、土砂災害、高潮、積雪等を災害想定とする。

(4) 富士山噴火による降灰被害

神奈川県内は、富士山噴火時における避難対策の第 5 次ゾーンに位置付けられており、風向きによっては 2 cm 以上の降灰被害が予想されるため、それを災害想定とする。(参考:「大規模噴火時の広域降灰対策について」令和 2 年 4 月中央防災会議 防災対策実行会議)

第4章 脆弱性評価

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、想定するリスクに対する脆弱性を評価することは、重要なプロセスである。そこで、第3章における本市の地域特性及び災害想定を把握した上で、以下のとおり、国土強靱化に関連する市の施策の課題を抽出するとともに、新たな施策の必要性についても検討し、脆弱性評価として整理する。

第1節 想定するリスク

本市において想定される大規模自然災害全般とする。

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が発生する可能性があるとして予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、市地域計画では、大規模自然災害を想定した評価を実施する。

第2節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本市では、施策ごとに脆弱性を評価するため、国及び県が実施した評価手法等を参考とし、基本計画の45の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、国土強靱化地域計画策定ガイドライン第7版（令和2年6月内閣官房国土強靱化推進室）（以下、「ガイドライン」という。）及び県地域計画（平成29年3月）の40の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を踏まえ、市地域計画では、32の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を次のとおり設定する。

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限図られる ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる ④ 迅速な復旧・復興が図られる 													
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）													
1	直接死を最大限防ぐ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">1-1</td> <td>建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1-2</td> <td>密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1-3</td> <td>大規模津波等による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1-4</td> <td>広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1-5</td> <td>大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1-6</td> <td>情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</td> </tr> </table>	1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-4	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-5	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生													
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生													
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生													
1-4	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生													
1-5	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生													
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生													

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止
		2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	海上物流機能の停止による貨物輸送網への甚大な影響
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※サプライチェーンとは

製品の原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。Supply Chain=供給連鎖

第3節 強靱化施策分野の設定

第2節で設定した、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策を整理するため、県地域計画における施策分野や本市の地域特性を勘案し、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定する。

【個別施策分野】

- ・行政機能／警察・消防／防災教育等
- ・住宅・交通・国土保全
- ・保健医療・福祉
- ・情報通信
- ・産業・物流・エネルギー
- ・環境・農林水産

【横断的分野】

- ・リスクコミュニケーション
- ・老朽化（インフラ）

第4節 脆弱性評価の結果

本市では、地域防災計画における災害予防計画などを参考としながら、国土強靱化に資する施策や関連する事業について調査を行い、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに施策の課題を検討した。その際は、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないか、取り組みが遅れている施策が無いか、新たな施策が必要か、といった視点からも検討した。

その結果として、別紙1「国土強靱化に資する施策一覧」のとおり、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、47の国土強靱化に資する施策を整理した。

また、別紙1を基に、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに施策の課題を整理した。その内容は別紙2「脆弱性評価の結果」のとおり。

第5章 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、本市における強靱化の推進方針を、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに定める。この推進方針は、それぞれの起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の間で相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては、庁内の関係部局が適切な役割分担のもと連携を図ることで、その実効性や効率性を確保できるように努めることとする。

<各施策の推進方針の凡例>

《施策番号 施策名》			
方 推 針 進	〔 当該施策の推進方針を記載 〕		
主 取 な 組 み	〔 当該施策の主な取組みを例示 【 】内は、担当部局等 〕		
指 標 重 要 業 績	指 標	現 状（年 度）	目 標（年 度）
	〔 主な取組みの進捗状況を把握するための 重要業績指標 〕	〔 欄下※参照 〕	〔 欄下※参照 〕
・ 事 業 関 連 計 画	〔 主な取組みに関連する各種個別計画・事業 【 】内は、担当部局等 〕		

※原則、現状は平成 30 年度(2018 年度)（「H30」）、目標は令和 7 年度(2026 年度)（「R7」）、それ以外の年度の場合も含めて（ ）にて表記する。

第1節 リスクシナリオごとの推進方針

(事前に備えるべき目標)

1 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

施策16 住宅と建築物等の耐震化促進	
方推進	震災時の住宅と建築物等への被害軽減のため耐震化を促進するとともに旧耐震基準等危険な建物の除却・更新を推進する。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な鉄道駅周辺や老朽建築物の密集した市街地については、市街地再開発事業や土地区画整理事業を計画的に推進し、建築物等の耐震性の向上を図る。【経営企画部】 ・戸建住宅及び共同住宅の耐震化について、戸建住宅に重点をおき耐震化率向上のための支援を行う。【都市部】 ・耐震改修促進法第14条第1号、第2号及び第3号で定める特定既存耐震不適格建築物について、建築物の実態に即した耐震化促進について所有者等に指導・助言する。【都市部】 ・補助金の交付により老朽危険空き家や一定期間利用されていない旧耐震基準の空き家等の除却を推進する。【都市部】
・関連計画 ・事業	「市街地再開発事業」【経営企画部】 「住宅の耐震補強工事助成事業」【都市部】 「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」【都市部】 「市営住宅耐震診断事業」【都市部】 「市営住宅耐震補強工事事業」【都市部】 「市営住宅建替事業」【都市部】 「空き家等適正管理支援事業」【都市部】

施策17 公共建築物の耐震化・浸水対策			
方推進	地震災害や浸水災害時の避難所や活動拠点の役割を担う公共建築物の耐震化や浸水対策を推進する。		
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物は積極的に耐震診断、耐震補強を実施し、災害時においてもその機能を維持できるよう長寿命化を図る。【総務部】【文化スポーツ観光部】【消防局】 ・今後設置する行政関連施設について、やむを得ず浸水が予想される地域に設置する場合には、各施設所管部の求めに応じ、非常電源設備や非常用通信機器の確保などの浸水対策を講じる。【都市部】 		
重要業績 指標	指標	現状(年度)	目標(年度)
	体育会館特定天井改修箇所数	1箇所(H30)	4箇所(R7)
・関連計画 ・事業	「ファシリティマネジメント推進事業」【財務部】 「体育会館特定天井改修事業」【文化スポーツ観光部】 「消防庁舎等営繕工事」【消防局】		

施策18 文化財等の災害対策	
方推進	火災等の災害による文化財の被害を未然に防ぐための防火対策及び平時の防災訓練を推進する。

主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による文化財の被害防止のため、消防用設備等の設置、維持管理等防火対策の推進及び文化財防火デー（毎年1月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施する。【消防局】 ・文化財指定の建物について、消防法に基づいた消防設備の設置等を指導する。【教育委員会】
・事業 ・関連計画	「火災予防事業」【消防局】

施策 19 かけ、擁壁の防災化の推進	
方推進	地震災害や風水害による急傾斜地でのがけ崩れなど土砂災害の防止対策を推進する。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れ災害のおそれがある箇所の把握に努めるとともに、がけ崩れによる被害防止のため、パンフレット（ハザードマップ）等によりがけに対する注意事項について周知する。【市民部】【土木部】 ・急傾斜地崩壊対策事業（県）、既成宅地防災工事等助成事業（市）の活用を推進する。【土木部】【神奈川県横須賀土木事務所工務部】
・事業 ・関連計画	「災害予防対策事業」【市民部】 「がけ崩れ防止工事への助成」【土木部】 「地すべり対策工事への助成」【土木部】 「急傾斜地崩壊対策事業」【神奈川県横須賀土木事務所工務部】

施策 20 液状化対策	
方推進	海岸沿いや河川流域に分布する液状化発生のおそれのある地域での液状化対策を推進する。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化発生のおそれのある地域での建築確認申請時に、地盤・土質条件に適合した適正な液状化対策工法について助言・指導する。【都市部】
・事業 ・関連計画	「建築物の液状化対策マニュアル（平成25年度版）」【県土整備局建築住宅部】

施策 22 市街地の防災性向上	
方推進	大規模災害により発生した火災の延焼拡大を防ぐ建築物等の整備を進め、火災被害を抑制する。また、地震災害や風水害による大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組みを推進する。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な鉄道駅周辺や老朽建築物の密集した市街地については、市街地再開発事業や土地地区画整理事業を計画的に推進し、市街地の防災性の向上を図る。【経営企画部】 ・火災延焼拡大を防ぐ建築物等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する。【総務部】【都市部】 ・大規模盛土造成地における地震時の被害軽減のため、各盛土のカルテの作成を行い、崩落の恐れがある盛土の抽出を実施する。【都市部】

・ 関連 計画 事業	「市街地再開発事業」【経営企画部】 「ファシリティマネジメント推進事業」【財務部】 「宅地耐震化推進事業」【都市部】
---------------------	--

施策 24 消防力の整備・強化			
方 推 針 進	大規模災害時の同時多発火災に備えて、消防局及び各地域の消防団の消防力強化を推進する。		
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公設消防力強化のため、消防車両・資機材の整備強化、消防力及び救命効果向上のため各種研修等の受講、資格等の取得などを推進する。【消防局】 ・ 消防団の強化のため、消防団活動参加への啓発、消防車両・資機材等の整備強化、地域の防災拠点への消防車両や救出救助活動装備などの資機材の整備を図る。【消防局】 ・ 消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備など、消火栓に依存しない消防水利の確保を進める。【消防局】 ・ 大規模災害に備えて、「震災時災害活動計画」等の事前計画を策定する。【消防局】 ・ 市民からの火災通報に迅速に対応するため、消防指令システム関連装置等の導入整備を実施する。【消防局】 		
重 要 業 績 指 標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	震災時災害活動計画の策定	策定済み	—
	消防団員数	878 人(H30)	960 人(R7)
・ 関連 計画 事業	「消防職員研修事業」【消防局】 「消防車両水利整備事業」【消防局】 「消防団活動事業」【消防局】 「消防活動事業」【消防局】 「消防団活性化事業」【消防局】 「救助活動事業」【消防局】 「消防団運営経費」【消防局】 「消防団機械整備事業」【消防局】 「消防団詰所等営繕工事」【消防局】 「消防指令システム整備事業」【消防局】		

施策 28 学校等の防災力の強化	
方 推 針 進	児童・生徒・教職員の安全確保のため、所管する学校及び幼稚園、並びに児童福祉施設等の防災力の強化を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校においては、防災対策に関する情報を提供する等の支援を行う。【市民部】 ・ 社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保するために費用の一部を助成する。【福祉部】 ・ 高齢者施設等における建物の耐震化や設備の安全性を確保するために費用の一部を助成する。【福祉部】 ・ 児童福祉施設等について防災環境の整備や支援等を行う。また、施設管理者は防災マニュアルの策定や防災訓練の実施など、施設における防災対策の充実を図る。【こども育成部】 ・ 学校(園)の教職員について、防災研修等を実施し災害対応能力の向上に努める。【教育委員会】 ・ 市立学校においては、災害時に児童生徒等を学校(園)等で保護する際に必要な物資を備蓄する。【教育委員会】 ・ 大規模災害時避難所となる市立学校体育館の照明器具等や校舎の建具や外壁等の建築非構造部材の耐震化を図る。【教育委員会】

重要業績 指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	学校防災計画の策定率	100%（H30）	100%（R7）
関連計画 事業	「災害予防対策事業」【市民部】 「社会福祉施設等施設整備費補助事業」【福祉部】 「高齢者施設等施設整備補助事業」【福祉部】 「市立学校体育館非構造部材耐震化」【教育委員会】 「市立学校校舎非構造部材耐震化」【教育委員会】		

施策 29 避難所・避難地の整備			
方針 推進	大規模災害時における避難所・避難地を整備し周知することで、人命保護の対策を推進する。		
主な 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時避難所を指定し、避難が円滑に行われるようにホームページや防災マップ等を活用し、市民にあらかじめ避難所並びに避難時の諸注意を周知する。【市民部】 ・地域住民・行政・施設管理者はあらかじめすべての震災時避難所に避難所運営委員会を設置するよう努める。【市民部】 ・大規模火災からの指定緊急避難場所（「広域避難地」）を指定する。【市民部】 ・緊急時に円滑な避難が行われるよう、避難地看板等の管理、補修を行う。【市民部】 ・要配慮者及び通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設（福祉避難所）の確保に努める。【福祉部】 		
重要業績 指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	広域避難地の指定箇所数	80箇所（R1）	80箇所（R7）
関連計画 事業	「災害予防対策事業」【市民部】 「地域防災力整備推進事業」【市民部】 「避難所運営資機材整備事業」【市民部】		

施策 37 防災意識の普及啓発			
方針 推進	行政機関と住民、事業者等が連携して災害対応活動をするため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民、事業者等の正しい知識と経験を共有することで、防災意識の向上を推進する。		
主な 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や防災講話などの機会に市民に防災知識等の普及啓発を行い、非常用持ち出し品や非常用食料及び生活関連物資等の備えを促進する。【市民部】【消防局】 ・市職員への計画的な防災教育の実施により、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。【消防局】 ・大規模災害時において、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が応急手当を素早く的確に行い救命率を向上させるなど市民の救護能力の向上のため応急手当の方法を普及啓発する。【消防局】 ・建築物を建設する際の防火安全指導、防火対象物及び危険物施設等に対する査察及び住宅防火対策の推進を図り、市民が安全安心して暮らせるまちづくりを目指す。【消防局】 		

関連計画 ・事業	「災害予防対策事業」【市民部】 「火災予防事業」【消防局】 「応急手当市民普及啓発事業」【消防局】 「地域防災力整備推進事業」【消防局】
-------------	---

施策 38 防災訓練等の実施			
方推進	大規模災害時の非常事態において、とっさに的確な行動をとるために防災訓練の積み重ねを行うことで、防災力の向上を推進する。		
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び組織の災害対応能力を高めるための防災訓練、市民が行う自助・共助による防災訓練を実施する。【総務部】【市民部】【消防局】 ・原子力災害に対応するため、資機材等の維持管理、防災訓練や研修などによる対応能力の向上、市民の原子力防災意識の向上を図る。【市民部】 ・学校(園)の児童生徒について、防災教育及び防災訓練を実施する。【教育委員会】 		
重要業績	指標	現状(年度)	目標(年度)
	市総合防災訓練の実施回数	1回(H30)	1回(R7)
	全市立学校・教育委員会合同防災訓練の実施回数	1回(H30)	1回(R7)
関連計画 ・事業	「災害予防対策事業」【市民部】 「災害応急対策事業」【市民部】 「原子力防災対策事業」【市民部】 「防災教育推進事業」【教育委員会】 「地域防災力整備推進事業」【消防局】		

施策 40 自主防災活動の促進			
方推進	大規模災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たす地域の自主防災活動を促進する。		
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する地域連帯及び地域防災活動の推進を図るため、町内会・自治会の住民組織を中心とした自主防災組織の結成・育成を推進する。【市民部】 ・自主防災指導員育成講習会を開催し、自主防災組織の中核となる指導員の育成を図る。【市民部】 ・自主防災組織の防災資器材整備を推進し、組織の円滑な活動を図るため、組織が購入する資器材に対し補助金を交付する。【市民部】 		
重要業績	指標	現状(年度)	目標(年度)
	自主防災組織防災機材等整備費補助金の交付件数	114件(H30)	130件(R7)
関連計画 ・事業	「地域防災力整備推進事業」【市民部】【消防局】		

施策 42 要配慮者対策の推進	
方推進	大規模災害時における要配慮者への避難支援や安否確認などの防災対策を推進する。

主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に対する避難支援や安否確認など、必要な措置等を実施するための基礎となる名簿を作成・利用する。【市民部】【福祉部】 ・自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設の施設管理者は防災対策を実施する。【福祉部】
関連計画・事業	「災害予防対策事業」【市民部】

施策 43 外国人への支援	
方針	日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の大規模災害時における安全の確保対策を推進する。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人向けの防災・災害情報の提供を行う。【市長室】 ・外国人向けの防災・災害知識の普及啓発を実施する。【市長室】 ・外国人向け防災放送、外国人を交えた防災訓練などを実施する。【市民部】
関連計画・事業	「外国人防災啓発事業」【市長室】 「外国語情報発信事業」【市長室】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

施策 7 都市公園等の整備・防災力の強化	
方針	大規模災害時に備えて、広域避難地や各種応急対策用空地など、防災上重要な空間として、都市公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保を推進する。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の改修等に合わせ機能充実を行い、避難拠点やあらゆる事態に対応可能な空地として、防災機能等を強化する。【環境政策部】 ・交流拠点として、平時における活用も可能な都市公園等の防災対策等を実施する。【環境政策部】 ・近郊緑地保全区域内の緑地の適正な保全を図るため、土砂崩壊防止施設等の必要な施設の整備を推進する。【環境政策部】
関連計画・事業	「避難拠点や地域のオープンスペース等となる公園の整備や強靱化」【環境政策部】 「公園管理・維持補修事業」【環境政策部】 「公園施設改修事業」【環境政策部】 「公園リニューアル事業」【環境政策部】 「公園整備事業」【環境政策部】 「公園隣接地活用事業」【環境政策部】 「横須賀市都市公園施設長寿命化計画に基づく事業」【環境政策部】 「緑地保全等事業」【環境政策部】

施策 18 文化財等の災害対策 (1-1再掲)

施策 28 学校等の防災力の強化（1－1再掲）

施策 42 要配慮者対策の推進（1－1再掲）

施策 43 外国人への支援（1－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

施策 3 港湾施設の整備	
方 推 針 進	横須賀港において、水際線の防護、緊急支援物資受入れ機能の確保、港湾活動の継続や安全性向上のため、港湾施設の整備を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の整備を進め、港湾活動の継続や安全性向上を図るとともに、高波浪、津波、高潮などに対する防護機能の強化を図る。【みなと振興部】 ・緊急支援物資などの陸揚げなどの役割を担う港湾施設の耐震化を図る。【みなと振興部】 ・老朽化した港湾施設の長寿命化を図る。【みなと振興部】
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	「港湾施設整備事業」【みなと振興部】 「港湾施設長寿命化計画事業」【みなと振興部】

施策 5 海岸保全施設の整備	
方 推 針 進	高波浪、高潮、津波による海岸背後の道路、住宅等への越波、浸水や海岸侵食による被害を防ぐため、海岸保全施設の整備による防護機能の向上を図る。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・高波浪、高潮、津波による越波を防ぐため、護岸、堤防、離岸堤等の海岸保全施設を整備する。【みなと振興部】 ・高波浪、高潮による海岸侵食を防ぐため、離岸堤、人工リーフ、突堤等の海岸保全施設を整備する。【みなと振興部】 ・老朽化した海岸保全施設の長寿命化を図る。【みなと振興部】
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	「港湾海岸高潮対策事業」【みなと振興部】 「漁港海岸高潮対策事業(佐島漁港海岸)」【みなと振興部】 「港湾海岸侵食対策事業」【みなと振興部】 「漁港海岸侵食対策事業(北下浦漁港海岸)」【みなと振興部】 「港湾海岸保全施設長寿命化計画事業」【みなと振興部】 「漁港海岸保全施設長寿命化計画事業」【みなと振興部】

施策 6 河川護岸等の整備	
方 推 針 進	地震による護岸の崩壊や津波、高潮による越流などに備え、老朽化した河川護岸を点検し、改修補強・嵩上げなどの対策を推進する。

主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 建設年度の古い河川護岸の点検を実施し、改修・補強・嵩上げ等の必要な対策を実施する。【土木部】 地震による護岸の崩壊などによる河川のせき止めや、津波、高潮の越流などに起因する浸水や土石流などの二次災害を考慮し、県は河川護岸等の維持補修を行う。【県土整備局河川下水道部】
・関連計画 ・事業	

施策 25 情報通信網の整備			
方推進 針進	大規模災害発生時において、市民への迅速・適切な災害情報提供、救援救助活動での関係機関の緊密な相互連絡を確保するため、災害情報通信網などのインフラ整備を推進する。		
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ確実な災害応急対策を実施するため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) の運用、災害情報を全庁で共有するネットワークの整備を図る。【市民部】 国・県の機関や県内全市町村、その他防災関係機関等との間で、災害発生時の通信確保や災害上の相互共有等を行うために県が整備した神奈川県防災行政通信網の管理・運用を行う。【市民部】 横須賀市・葉山町消防指令センターの運用のため、消防指令システム関連装置及び各種通信機器等の維持管理、更新整備を実施する。【消防局】 通信サービス事業者は設備の対災性向上、重要通信の確保、通信の疎通に対する応急措置、災害対策機器の配備などの対策を実施する。【東日本電信電話(株)】【KDDI(株)】 		
重要業績 指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	防災行政無線（固定系）のデジタル化率	100.0% (H30) 整備済み	—
・関連計画 ・事業	「危機管理対策推進事業」【市民部】 「災害情報通信ネットワーク整備事業」【市民部】 「防災情報通信設備運用管理事業」【市民部】 「消防通信施設整備事業」【消防局】 「共同指令センター運用管理事業」【消防局】 「消防指令システム整備事業」【消防局】		

施策 44 津波に対する防災意識の啓発	
方推進 針進	津波被害を最小限にするため、津波に対する基本行動の正しい知識を周知することで、市民の防災意識向上の取り組みを推進する。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 津波ハザードマップを作成し、ホームページで公開するなど周知を行う。また、津波に対する基本行動の正しい知識を津波ハザードマップ、ホームページ、パンフレット等や防災訓練、講演会などの機会を通じて普及啓発する。【市民部】
・関連計画 ・事業	「災害予防対策事業」【市民部】

施策 42 要配慮者対策の推進（1－1再掲）

施策 43 外国人への支援（1－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1－4 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施策 10 下水道施設の対策			
方 推 針 進	大規模災害発生時の生活環境保全のため、下水道施設の耐震対策、耐津波対策及び老朽化対策を推進する。また、大規模災害発生時の生活環境保全のため、ハード及びソフト対策による浸水対策を推進する。		
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における下水道機能の維持継続のため、下水道管、ポンプ場及び浄化センターの耐震化、耐津波対策及び老朽化対策を実施する。【上下水道局】 ・大規模災害発生時における浸水被害軽減のため、雨水排水施設の整備及び下水道施設の耐水化によるハード対策とハザードマップ作成等のソフト対策を実施する。【上下水道局】 		
重 要 指 標 業 績	指 標	現 状（年度）	目 標（年度）
	下水道管の耐震化率	3.1% (H30)	3.7% (R3)
	下水道施設の耐震化率	68.2% (H30)	90.9% (R3)
	下水道BCPの策定及び改訂	策定済み	—
	管きょ1km当たり陥没箇所数	0.01% (H30)	0.01% (R3)
雨水排水整備率	62.5% (H30)	62.5% (R3)	
関 連 計 画 ・ 事 業	「下水道地震対策事業」【上下水道局】 「下水道老朽化対策事業」【上下水道局】 「下水道浸水対策事業」【上下水道局】		

施策 5 海岸保全施設の整備（1－3再掲）

施策 6 河川護岸等の整備（1－3再掲）

施策 22 市街地の防災性向上（1－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1－5 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策 26 市民への情報伝達手段の多様化	
方 推 針 進	市民に災害情報を確実に伝達するため、様々な情報媒体の活用を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民に災害情報を確実に伝達するため、防災行政無線以外の様々な情報媒体を活用する。【市長室】 ・全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用や、防災無線の運営・管理を行い広く市民に災害情報を発信する。【市民部】

関連 事業 計画	「インターネット広報事業」【市長室】 「危機管理対策推進事業」【市民部】 「防災情報通信設備運用管理事業」【市民部】
----------------	--

施策 5 海岸保全施設の整備（1－3再掲）

施策 6 河川護岸等の整備（1－3再掲）

施策 19 がけ、擁壁の防災化の推進（1－1再掲）

施策 22 市街地の防災性向上（1－1再掲）

施策 25 情報通信網の整備（1－3再掲）

施策 29 避難所・避難地の整備（1－1再掲）

施策 42 要配慮者対策の推進（1－1再掲）

施策 43 外国人への支援（1－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1－6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

施策 36 災害対応組織の整備			
方 推 針 進	大規模災害発生直後の連絡体制の確立、その後の災害対応活動体制の確立のための組織体制の整備を推進する。また、災害時も機能する地域の組織力により、継続的に治安悪化の防止対策を推進する。		
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時の初動期でも市職員が事前に定められた配備場所に参集できるよう、緊急情報メール・各部局における緊急連絡などの初期活動体制を強化する。【市民部】 ・行政の災害対応業務と必要通常業務との位置付けや関連性を明確にした業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。【市民部】 ・町内会・自治会等を対象に防犯カメラの設置費用を補助し、地域における自主的な防犯活動の展開を推進する。【市民部】 ・犯罪の発生を抑制するため、地域防犯リーダー養成講座の開催など、市民共同による防犯施策を展開し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。【市民部】 ・街路防犯灯を適切に維持管理することにより、暗い街路で起きやすい犯罪を防止する。【市民部】 		
重 要 指 標 業 績	指 標	現 状（年度）	目 標（年度）
	行政のBCP 策定	策定済み	—

関 連 計 画 ・ 事 業	「防犯カメラ設置事業」【市民部】 「地域安全安心活動推進事業費」【市民部】 「街路防犯灯等管理事業」【市民部】
---------------------------------	---

施策 25 情報通信網の整備（1－3再掲）

施策 26 市民への情報伝達手段の多様化（1－5再掲）

施策 37 防災意識の普及啓発（1－1再掲）

施策 38 防災訓練等の実施（1－1再掲）

施策 40 自主防災活動の促進（1－1再掲）

施策 42 要配慮者対策の推進（1－1再掲）

施策 43 外国人への支援（1－1再掲）

(事前に備えるべき目標)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止

施策 9 水道施設の対策			
方 推 針 進	大規模災害時における被害の軽減、被害箇所の早期復旧、応急給水体制を整備する。		
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における水道管被害軽減のため、経年水道管の耐震管路への取替えを推進する。【上下水道局】 ・被害の早期復旧、応急給水体制構築のため関係団体、事業者、地域住民との連携を推進する。【上下水道局】 		
重 要 業 績 指 標	指 標	現 状 (年 度)	目 標 (年 度)
	水道管の耐震化率 老朽化水道管布設替延長	32.3% (H30) 17.0 k m (H30)	35.0% (R3) 16.5 k m (R3)
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	「水道施設、管路耐震化事業」【上下水道局】		

施策 13 燃料の確保	
方 推 針 進	大規模災害による石油・ガスサプライチェーンの機能停止に備え、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給、社会経済活動・サプライチェーンの維持を行うため、燃料の確保対策を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策上重要な車両や施設、社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な石油類燃料の安定した供給確保の対策を行う。【市民部】
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	

施策 27 防災備蓄の推進	
方 推 針 進	被災者等が避難所で一時的に生活するための食料、生活関連物資や応急活動に必要な資機材の備蓄等を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時避難所へ応援物資が到着するまでに必要な食料、生活関連物資を分散備蓄する。【市民部】 ・応急対策活動に使用する資機材を保管している防災資機材倉庫の維持管理を行う。【市民部】 ・大規模災害発生直後の断水対策として整備している 100 立方メートル非常用貯水装置の維持管理を行う。【市民部】 ・災害対応に従事する職員の食料、飲料水を備蓄する。【市民部】

重要業績 指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	防災備蓄箇所数 100立方メートル非常用貯水装置の設置箇所数	5箇所(H30) 46箇所(H30)	5箇所(R7) 46箇所(R7)
関連計画 事業	「災害応急対策事業」【市民部】		

施策 31 応援・協力体制の整備			
方針 推進	大規模災害時での、他自治体との相互応援協力体制の確立や、自衛隊などの防災関係機関への応援の要請と受入れ体制の整備を推進する。		
主な 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時の応援要請・受入れが円滑に行えるよう応援の要請・受入れ体制の確立を図る。【市民部】 ・他自治体や関係機関に応援を要請した際に、要請に基づく協力が的確に得られるよう、他自治体との相互応援協力体制の確立、民間事業者や団体との協力など災害時応援協定の締結を推進する。【市民部】 ・救援物資の円滑な受入れと、避難所への円滑・効率的な搬送のため、物資搬送拠点を確保するなど供給体制を整備する。【市民部】 ・応援が必要とされる保健師や危険度判定士について、その受入れ方法等についての業務マニュアルを整備する。【健康部】【都市部】 		
関連計画 事業	「災害予防対策事業」【市民部】		

施策 33 医薬品・医療活動用資機材等の整備			
方針 推進	医療活動拠点等について、医療活動用資機材の整備のほか、医薬品の備蓄等の災害時医療機能整備を推進する。		
主な 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療救護所及び関係施設に医薬品の備蓄及び医療活動用資機材の整備、県との連携による普段からの医療情報提供の体制の整備を図る。【健康部】【消防局】 		
関連計画 事業	「災害時救急医療対策事業」【健康部】		

施策 3 港湾施設の整備（1－3再掲）

施策 28 学校等の防災力の強化（1－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2－2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策 24 消防力の整備・強化（1－1再掲）

施策 31 応援・協力体制の整備（2-1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶

施策 11 電力施設の対策	
方 推 針 進	都市機能は、電気に大きく依存しているため、災害時の電力供給確保の取り組みを推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に市内事業所の自家発電設備から市内の公用車EVや民間車EVに電力供給できる体制を整備し、電気自動車を分散型電源として活用することで、災害時のレジリエンス向上・強化を図る。【経済部】 ・非常時の電源確保、再生可能エネルギーの活用を推進する。【東京電力パワーグリッド㈱】
関 連 計 画 ・ 事 業	「電気自動車普及促進事業」【経済部】

施策 12 都市ガス施設の対策	
方 推 針 進	災害時のガス供給機能の確保や火災などの二次災害への対策を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の災害及び二次災害の発生防止及び発生した被害の早期回復のため、ガス施設の機能確保、ガス漏洩防止策の推進、非常用設備の整備などの防災対策を推進する。【東京ガス㈱】 ・ライフラインの復旧には、多くの車両や人員が全国より駆けつけて対応するため、復旧拠点の場所の確保が必要不可欠になる。そのため、事前に車両や資機材の保管場所を確保する等、1日も早い復旧を図る。【東京ガス㈱】
関 連 計 画 ・ 事 業	

施策 13 燃料の確保（2-1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策 30 帰宅困難者対策の推進	
方 推 針 進	発災後に発生する帰宅困難者への帰宅支援の対策を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後において帰宅困難者の発生抑制の対策を事業者にも周知する。【市民部】 ・帰宅困難者対策は、多くの従業員を有する企業、警察、県、市が災害時に迅速な対応が可能となるよう連携を強化する。【市民部】 ・鉄道駅周辺において帰宅困難者が発生した場合に備え「一時滞在施設」に備蓄物資を整備する。【市民部】 ・「一時滞在施設」の整備については、公共施設や整備予定のある集客施設や市街地再開発事業による民間施設などの利用を検討する。【市民部】

重要業績 指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	帰宅困難者一時滞在施設の協定締結件数	6件(H30)	8件(R7)
関連計画 事業			

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

施策1 道路啓開・交通規制体制の整備			
方針	緊急通行車両、災害救助支援車両が通行し主要な防災拠点を結ぶ緊急交通路における交通規制体制や緊急輸送道路の道路啓開における実施体制の整備を推進する。		
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害時の応急対策を円滑に実施するため災害応急対策で使用する緊急通行車両について、緊急通行車両の事前届出制度を活用する。【市民部】 道路被害・渋滞による道路ネットワークの分断を避けるため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの多重性と安全性の向上を図る。【土木部】 災害時における消防活動等の緊急活動に必要な道路や緊急輸送（被災者の避難、物資輸送等）を円滑に行うための第1次及び第2次緊急輸送道路を整備する。【土木部】 		
重要業績 指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	主要道路修繕率	89.9%(H30)	92.1%(R7)
関連計画 事業	「緊急通行車両の事前届出制度」【市民部】 「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」【都市部】 「都市計画道路等整備事業」【土木部】 「主要道路計画修繕事業」【土木部】		

施策2 橋りょう及び横断歩道橋の安全性の確保			
方針	大規模災害発生時に機能不全に陥ることのない道路交通基盤の整備として、緊急輸送道路の道路災害対策を推進する。		
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路に架かる橋りょう及び横断歩道橋の耐震補強対策を実施する。【土木部】 		
重要業績 指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	緊急輸送道路に架かる橋りょう耐震率	76.2%(H30)	100.0%(R7)
関連計画 事業	「国土強靱化地域計画に基づく防災・減災の推進」【土木部】 事業期間：R3～R7 全体事業費：追浜歩道橋 146,000千円 「道路メンテナンス事業」【土木部】 事業期間：R3～R7 全体事業費：橋りょう（5橋）177,500千円 横断歩道橋（1橋）77,000千円		

施策 32 災害医療体制の整備			
方針 推進	大規模災害発生後に予想される多数の負傷者の救護や災害発生に伴う環境衛生の悪化から発生する感染症を防ぐため、市と医療機関が協力して災害時の医療体制の整備を推進する。また、負傷者の医療搬送体制の整備を推進する。		
主な 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、応急救護所・地域医療救護所・応急二次病院・災害拠点病院（県指定）などの医療活動拠点等を確保する。【健康部】【消防局】 ・医療搬送が円滑に行われるよう、医療機関の情報収集方法や災害拠点病院からの搬送などについて関係機関と調整を図る。【健康部】 ・救急救命士の養成、知識・技術の習得等高度化に対応した教育を実施する。また、現場活動での医師と連携したメディカルコントロール体制を推進し救命効果の向上を図る。【消防局】 ・救急隊員装備、救急資器材、医薬材料及び隊員の感染防止装備等の充実整備、派遣型ワークステーションを行い、隊員の教育、医療機関との連携を図る。【消防局】 		
重要 業績 指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	災害医療活動拠点（地域医療救護所）の確保	11 箇所（H30）	11 箇所（R7）
関連 事業 計画	「災害時救急医療対策事業」【健康部】 「救急高度化推進事業」【消防局】 「救急隊活動事業」【消防局】		

施策 17 公共建築物の耐震化・浸水対策（1－1再掲）

施策 31 応援・協力体制の整備（2－1再掲）

施策 38 防災訓練等の実施（1－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2－6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策 34 遺体処理体制の整備	
方針 推進	大規模災害発生時に発生が予想される多数の遺体の身元確認や検視、保存、搬送などの遺体の処理体制について整備を推進する。
主な 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策を意識した避難所運営マニュアルを作成する。【市民部】 ・大規模な震災時には多数の死亡者が発生することが予想されるため、遺体安置所の指定、多数遺体の取扱いに関する手順の策定、必要な資器材の確保などの処理体制を整備する。【健康部】
関連 事業 計画	

施策 32 災害医療体制の整備（2－5再掲）

施策 33 医薬品・医療活動用資機材等の整備（2－1再掲）

(事前に備えるべき目標)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策 23 円滑な復旧・復興のための事前対策	
方 推 針 進	円滑な災害復旧・復興を推進するため、大規模災害時の防災対策の検討や各関係機関との連絡調整、市が管理する土地・建物の登記情報や地下埋設物などに関する各種情報データの整備を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none">・円滑な災害復旧・復興を推進するため、あらかじめ地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努める。【総務部】【市民部】【土木部】・円滑な災害復旧を推進するため、市役所本庁舎の非常時電源確保に努める。【総務部】・「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとの防災対策を定めた地域防災計画を作成し、その実施を推進するため、各関係機関との連絡調整を行う防災会議を運営する。【市民部】・円滑な復興を推進するため、全庁プロジェクトチームによる「復興イメージトレーニング」を実施し業務スキルの向上を図る。【都市部】
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	「地域防災計画推進事業」【市民部】 「地籍調査事業」【土木部】

施策 17 公共建築物の耐震化・浸水対策 (1-1再掲)

施策 28 学校等の防災力の強化 (1-1再掲)

施策 36 災害対応組織の整備 (1-6再掲)

(事前に備えるべき目標)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

施策 8 共同溝の整備促進	
方 推 針 進	大規模災害時におけるライフラインの安全性確保のため共同溝の整備を促進する。
主 な 取 組 み	・大規模災害時におけるライフラインの安全性確保のため、日常生活に欠かせない、ガス、電気、上下水道などのライフライン事業者は、共同溝の整備を都市整備と協調しながら促進する。【土木部】
関 連 計 画 ・ 事 業	

施策 25 情報通信網の整備 (1-3再掲)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

施策 25 情報通信網の整備 (1-3再掲)

施策 26 市民への情報伝達手段の多様化 (1-5再掲)

施策 42 要配慮者対策の推進 (1-1再掲)

施策 43 外国人への支援 (1-1再掲)

(事前に備えるべき目標)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

施策 41 事業者の防災活動の促進	
方 推 針 進	事業者は、地域社会の社会的責任を果せるよう防災体制の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none">事業者が地震に備えての事前計画、地震時の活動計画、災害時における業務継続計画(BCP)などを作成する場合には、アドバイスを必要に応じて行うなど計画の策定を支援する。【市民部】【関係部局】市内企業の自衛消防隊により創設された「消防協力隊」及び企業の持つ組織力を活用して消防防災活動を行う「消防防災協力隊」の育成指導を実施する。【消防局】
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	

施策 45 被災により停滞する地域経済への対策	
方 推 針 進	大規模災害による影響をより受けにくい産業構造への移行を推進する。また、被災した市民に対して生活再建のための資金援助の実施を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none">被災者に対して、災害見舞金の支給や災害援護資金の貸し付けを行う。【市民部】ICT (Information and Communication Technology) など今後成長が期待される分野の企業や研究機関などの立地推進や、資金調達などの支援策による経営強化により多様な産業の集積・振興により地域経済の強靱化を図る。【経済部】大規模災害による物的な損害や取引先の減少等の経済的損害に備え、横須賀商工会議所と共同で、市内企業を対象とした啓発セミナー等の開催などにより、BCP策定を推進する。【経済部】
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	「災害救助事業」【市民部】 「企業等立地促進事業」【経済部】 「横須賀リサーチパーク推進事業」【経済部】 「スタートアップ推進事業」【経済部】

施策 46 被災した中小企業等への金融支援	
方 推 針 進	大規模災害で被災した中小企業の早期復旧と経営の安定化を図るためのセーフティネット対策を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none">大規模災害で被災した中小企業の早期復旧と経営の安定化を図るため市中小企業制度融資を活用する。【経済部】
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	「横須賀市中小企業・小規模企業復旧支援事業費補助金」【経済部】 「横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助金」【経済部】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

施策 13 燃料の確保 (2-1再掲)

施策 41 事業者の防災活動の促進 (5-1再掲)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-3 海上物流機能の停止による貨物輸送網への甚大な影響

施策 15 海上輸送施設の対策

方 推 針 進	地震・豪雨災害などの大規模災害の発生により、市内主要幹線道路が寸断された場合の代替輸送手段として海上輸送の利用が想定されるため、港湾施設の整備や物流関係事業者との連携などを推進する。
主 な 取 組 み	・大規模災害時の安全と円滑な輸送を図るため、物流機能の強化に向けた、海上輸送事業者や物流関係事業者と、非常時における協力体制を協議する。【市民部】【経済部】
関 連 計 画 ・ 事 業	「港湾利活用推進事業」【経済部】 「港湾施設整備事業」【みなと振興部】 「港湾施設長寿命化計画事業」【みなと振興部】

施策 3 港湾施設の整備 (1-3再掲)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

施策 14 鉄道施設の対策

方 推 針 進	地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送の確保のため、鉄道施設の耐震化、地震列車防護装置の設置、運行停止時の旅客混乱防止などの対策を推進する。
主 な 取 組 み	・地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、鉄道事業者は施設・設備の耐震化、地震列車防護装置の設置、運行停止時の対応の検討などの対策を実施する。【京浜急行電鉄㈱】【東日本旅客鉄道㈱】
関 連 計 画 ・ 事 業	

施策 3 港湾施設の整備 (1-3再掲)

施策 15 海上輸送施設の対策（5－3再掲）

施策 20 液状化対策（1－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

5－5 食料等の安定供給の停滞

施策 4 漁港の整備	
方 推 針 進	市が管理する漁港について、水産物の安定供給並びに漁業活動の安全性向上のため、外郭施設等の漁港施設の整備を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none">・台風等荒天時における泊地内の静穏性を向上させるため、防波堤、護岸等の外郭施設を整備する。【みなと振興部】・津波、地震による災害時において水産物流通機能を確保するため、主要な漁港施設について耐震、耐津波化を図る。【みなと振興部】・安全かつ効率的な漁業活動を推進するため、船揚場等の係留施設を整備する。【みなと振興部】・老朽化した漁港施設の長寿命化を図る。【みなと振興部】
・ 関 連 計 画 事 業	「漁港施設整備事業(長井漁港、佐島漁港)」【みなと振興部】 「港湾施設整備事業」【みなと振興部】 「漁港施設長寿命化計画事業」【みなと振興部】 「港湾施設長寿命化計画事業」【みなと振興部】

施策 27 防災備蓄の推進（2－1再掲）

(事前に備えるべき目標)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-1 電力供給ネットワーク (発電電所、送配電設備) や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止

施策 11 電力施設の対策 (2-3再掲)

施策 12 都市ガス施設の対策 (2-3再掲)

施策 13 燃料の確保 (2-1再掲)

施策 41 事業者の防災活動の促進 (5-1再掲)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

施策 9 水道施設の対策 (2-1再掲)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止

施策 10 下水道施設の対策 (1-4再掲)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

施策 1 道路啓開・交通規制体制の整備 (2-5再掲)

施策 2 橋りょう及び横断歩道橋の安全性の確保 (2-5再掲)

施策 3 港湾施設の整備 (1-3再掲)

施策 14 鉄道施設の対策 (5-4再掲)

施策 15 海上輸送施設の対策 (5-3再掲)

(事前に備えるべき目標)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-1 市街地での大規模火災の発生

施策 21 公共の空地、施設の事前把握	
方 推 針 進	大規模災害発生後での応急対策活動や復旧・復興活動に必要な公共空地や施設について、事前の把握を推進する。
主 な 取 組 み	・市・県・国等が管理する空地（市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、大規模災害時に利用が可能となる土地）及び、市・県・国等が管理する施設（市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、大規模災害時に利用が可能となる施設）を事前に把握する。【市民部】
・ 関 連 計 画 ・ 事 業	

施策 18 文化財等の災害対策（1-1再掲）

施策 24 消防力の整備・強化（1-1再掲）

施策 29 避難所・避難地の整備（1-1再掲）

施策 40 自主防災活動の促進（1-1再掲）

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

施策 16 住宅と建築物等の耐震化促進（1-1再掲）

施策 17 公共建築物の耐震化・浸水対策（1-1再掲）

施策 37 防災意識の普及啓発（1-1再掲）

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

施策 47 災害により損壊した危険物施設からの有害物質の流出防止	
方 推 針 進	大規模災害による倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止する対策を推進する。
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none">・有害物質取扱業者の把握調査を継続的に実施する。【環境政策部】【消防局】・有害物質保管・貯蔵に関する安全対策について指導・助言する。【消防局】
関 連 計 画 ・ 事 業	「危険物施設等査察実施計画」【消防局】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

施策 26 市民への情報伝達手段の多様化 (1-5再掲)

(事前に備えるべき目標)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

施策 35 災害廃棄物処理対策の整備			
方 推 針 進	大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備を推進する。また、大規模災害発生時において耐久性があり、復旧の早い合併処理浄化槽の整備を推進する。		
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等処理計画を策定し、災害廃棄物の収集・運搬・処理に係る基本方針、実施体制を定める。【資源循環部】 ・処理施設の処理能力を超える量の災害廃棄物が排出された場合に備えて、県内自治体及び関係団体と災害廃棄物の処理等に関する相互協力体制の充実・強化を図る。【資源循環部】 ・下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽への設置替えにかかる費用の一部を助成する。【資源循環部】 		
重 要 業 績 指 標	指 標	現 状 (年 度)	目 標 (年 度)
	災害廃棄物等処理計画の策定	策定済み	—
関 連 計 画 ・ 事 業	「災害廃棄物等処理計画」【資源循環部】 「合併処理浄化槽整備事業」【資源循環部】 事業期間：R2～R7 全体事業費：53,490 千円		

施策 21 公共の空地、施設の事前把握 (7-1 再掲)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-2 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

施策 39 災害ボランティア活動の環境整備			
方 推 針 進	災害ボランティアの復旧・復興支援活動が円滑に行える環境の整備を推進する。		
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人被災者を支援するため、「災害時通訳・翻訳ボランティアの活動に関する協定」に基づき、ボランティアを避難所等に派遣する。【市長室】 ・災害発生時に被災者を支援するボランティアの活動が円滑に行えるよう環境整備やボランティアの受入体制の整備を実施する。【福祉部】 		
関 連 計 画 ・ 事 業	「災害時通訳・翻訳ボランティア」【市長室】		

施策 1 道路啓開・交通規制体制の整備（2－5再掲）

施策 3 港湾施設の整備（1－3再掲）

施策 21 公共の空地、施設の事前把握（7－1再掲）

施策 23 円滑な復旧・復興のための事前対策（3－1再掲）

施策 31 応援・協力体制の整備（2－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

8－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

施策 29 避難所・避難地の整備（1－1再掲）

施策 36 災害対応組織の整備（1－6再掲）

施策 37 防災意識の普及啓発（1－1再掲）

施策 38 防災訓練等の実施（1－1再掲）

施策 40 自主防災活動の促進（1－1再掲）

施策 42 要配慮者対策の推進（1－1再掲）

施策 43 外国人への支援（1－1再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

8－4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策 6 河川護岸等の整備（1－3再掲）

施策 10 下水道施設の対策（1－4再掲）

施策 20 液状化対策（1－1再掲）

第2節 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、重点化しながら進める必要がある。

市地域計画では、人命保護を最重点とし、「本市の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の3つの観点で評価し、18の施策を重点化すべき施策として設定した。それに合わせ、重点化すべき施策と関連する19の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を選定した。

重点化すべき施策と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		施策名
1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	16 住宅と建築物等の耐震化促進 17 公共建築物の耐震化・浸水対策 19 がけ、擁壁の防災化の推進 22 市街地の防災性向上 24 消防力の整備・強化 28 学校等の防災力の強化 29 避難所・避難地の整備 40 自主防災活動の促進 42 要配慮者対策の推進 43 外国人への支援
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	7 都市公園等の整備・防災力の強化 28 学校等の防災力の強化（1-1再掲） 42 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 43 外国人への支援（1-1再掲）
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	5 海岸保全施設の整備 6 河川護岸等の整備 42 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 43 外国人への支援（1-1再掲）
1-4	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	5 海岸保全施設の整備（1-3再掲） 6 河川護岸等の整備（1-3再掲） 10 下水道施設の対策 22 市街地の防災性向上（1-1再掲）
1-5	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生	5 海岸保全施設の整備（1-3再掲） 6 河川護岸等の整備（1-3再掲） 19 がけ、擁壁の防災化の推進（1-1再掲） 22 市街地の防災性向上（1-1再掲） 29 避難所・避難地の整備（1-1再掲） 42 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 43 外国人への支援（1-1再掲）

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		施策名
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	40 自主防災活動の促進 (1-1再掲) 42 要配慮者対策の推進 (1-1再掲) 43 外国人への支援 (1-1再掲)
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止	9 水道施設の対策 27 防災備蓄の推進 28 学校等の防災力の強化 (1-1再掲) 33 医薬品・医療活動用資機材等の整備
2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	24 消防力の整備・強化 (1-1再掲)
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	17 公共建築物の耐震化・浸水対策 (1-1再掲) 32 災害医療体制の整備
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	32 災害医療体制の整備 (2-5再掲) 33 医薬品・医療活動用資機材等の整備 (2-1再掲)
3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	17 公共建築物の耐震化・浸水対策 (1-1再掲) 28 学校等の防災力の強化 (1-1再掲)
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	42 要配慮者対策の推進 (1-1再掲) 43 外国人への支援 (1-1再掲)
5-5	食料等の安定供給の停滞	27 防災備蓄の推進 (2-1再掲)
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	9 水道施設の対策 (2-1再掲)
6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止	10 下水道施設の対策 (1-4再掲)
7-1	市街地での大規模火災の発生	24 消防力の整備・強化 (1-1再掲) 29 避難所・避難地の整備 (1-1再掲) 40 自主防災活動の促進 (1-1再掲)
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	16 住宅と建築物等の耐震化促進 (1-1再掲) 17 公共建築物の耐震化・浸水対策 (1-1再掲)
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	29 避難所・避難地の整備 (1-1再掲) 40 自主防災活動の促進 (1-1再掲) 42 要配慮者対策の推進 (1-1再掲) 43 外国人への支援 (1-1再掲)
8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6 河川護岸等の整備 (1-3再掲) 10 下水道施設の対策 (1-4再掲)

第6章 計画の推進と見直し

第1節 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組みに当たっては、全庁横断的な体制のもとで計画を推進していく必要がある。また、国、県、関係自治体、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力を進めることが非常に重要となっており、平時から様々な取組みを通じた関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

第2節 計画の進捗管理

市地域計画に基づく取組みを確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握するなど、定期的なフォローアップを行う。進捗状況の把握に当たっては、横須賀市総合計画等の関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施する。また、関連事業の進捗状況や各種取組み結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組みの見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進する。

本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

第3節 計画の見直し

市地域計画については、今後の社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する施策の取組み状況や本市の施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとする。なお、市地域計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれ計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画と整合を図るものとする。

(別紙1) 国土強靱化に資する施策一覧

[1 / 2]

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野			
		行政機能/警察・消防/防災教育等	住宅・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	17公共建築物の耐震化・浸水対策 18文化財等の災害対策 24消防力の整備・強化 28学校等の防災力の強化 29避難所・避難地の整備 37防災意識の普及啓発 38防災訓練等の実施 40自主防災活動の促進 43外国人への支援	16住宅と建築物等の耐震化促進 19がけ、崖壁の防災化の推進 20液状化対策 22市街地の防災性向上	42要配慮者対策の推進	
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	18文化財等の災害対策(1-1再掲) 28学校等の防災力の強化(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)	7都市公園等の整備・防災力の強化	42要配慮者対策の推進(1-1再掲)	
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	25情報通信網の整備 43外国人への支援(1-1再掲) 44津波に対する防災意識の啓発	3港湾施設の整備 5海岸保全施設の整備 6河川護岸等の整備	42要配慮者対策の推進(1-1再掲)	25情報通信網の整備
	1-4 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		5海岸保全施設の整備(1-3再掲) 6河川護岸等の整備(1-3再掲) 10下水道施設の対策 22市街地の防災性向上(1-1再掲)		
	1-5 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生	25情報通信網の整備(1-3再掲) 26市民への情報伝達手段の多様化 29避難所・避難地の整備(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)	25海岸保全施設の整備(1-3再掲) 6河川護岸等の整備(1-3再掲) 19がけ、崖壁の防災化の推進(1-1再掲) 22市街地の防災性向上(1-1再掲)	42要配慮者対策の推進(1-1再掲)	25情報通信網の整備(1-3再掲)
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	25情報通信網の整備(1-3再掲) 26市民への情報伝達手段の多様化(1-5再掲) 36災害対応組織の整備 37防災意識の普及啓発(1-1再掲) 38防災訓練等の実施(1-1再掲) 40自主防災活動の促進(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)		42要配慮者対策の推進(1-1再掲)	25情報通信網の整備(1-3再掲)
2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止	28学校等の防災力の強化(1-1再掲) 31応援・協力体制の整備	3港湾施設の整備(1-3再掲) 9水道施設の対策	33医薬品・医療活動用資器材等の整備	
	2-2 消防の機材等による救助・救急活動等の絶対的不足	24消防力の整備・強化(1-1再掲) 31応援・協力体制の整備(2-1再掲)			
	2-3 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶		11電力施設の対策		
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	30帰宅困難者対策の推進			
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	1道路啓開・交通規制体制の整備 17公共建築物の耐震化・浸水対策(1-1再掲) 31応援・協力体制の整備(2-1再掲) 38防災訓練等の実施(1-1再掲)	1道路啓開・交通規制体制の整備 2構りよう及び横断歩道橋の安全性の確保	32災害医療体制の整備	32災害医療体制の整備
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			32災害医療体制の整備(2-5再掲) 33医薬品・医療活動用資器材等の整備(2-1再掲) 34遗体処理体制の整備	32災害医療体制の整備(2-5再掲)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	17公共建築物の耐震化・浸水対策(1-1再掲) 23円滑な復旧・復興のための事前対策 28学校等の防災力の強化(1-1再掲) 36災害対応組織の整備(1-6再掲)			
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	25情報通信網の整備(1-3再掲)	8共同溝の整備促進	25情報通信網の整備(1-3再掲)	25情報通信網の整備(1-3再掲)
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	25情報通信網の整備(1-3再掲) 26市民への情報伝達手段の多様化(1-5再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)		42要配慮者対策の推進(1-1再掲)	25情報通信網の整備(1-3再掲)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下				
	5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
	5-3 海上物流機能の停止による貨物輸送網への大きな影響		3港湾施設の整備(1-3再掲) 15海上輸送施設の対策		
	5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止		3港湾施設の整備(1-3再掲) 14鉄道施設の対策 15海上輸送施設の対策(5-3再掲) 20液状化対策(1-1再掲)		
	5-5 食料等の安定供給の停滞				
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止		11電力施設の対策(2-3再掲)		
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止		9水道施設の対策(2-1再掲)		
	6-3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止		10下水道施設の対策(1-4再掲)		
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	1道路啓開・交通規制体制の整備(2-5再掲)	1道路啓開・交通規制体制の整備(2-5再掲) 2構りよう及び横断歩道橋の安全性の確保(2-5再掲) 3港湾施設の整備(1-3再掲) 14鉄道施設の対策(5-4再掲) 15海上輸送施設の対策(5-3再掲)		
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	18文化財等の災害対策(1-1再掲) 21公共の空地、施設の事前把握(7-1再掲) 24消防力の整備・強化(1-1再掲) 29避難所・避難地の整備(1-1再掲) 40自主防災活動の促進(1-1再掲)			
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	17公共建築物の耐震化・浸水対策(1-1再掲) 37防災意識の普及啓発(1-1再掲)	16住宅と建築物等の耐震化促進(1-1再掲)		
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出				
	7-4 風評被害等による地域経済等への大きな影響	26市民への情報伝達手段の多様化(1-5再掲)			
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	21公共の空地、施設の事前把握(7-1再掲)			
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1道路啓開・交通規制体制の整備(2-5再掲) 21公共の空地、施設の事前把握(7-1再掲) 23円滑な復旧・復興のための事前対策(3-1再掲) 31応援・協力体制の整備(2-1再掲) 39災害ボランティア活動の環境整備	1道路啓開・交通規制体制の整備(2-5再掲) 3港湾施設の整備(1-3再掲)		
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	29避難所・避難地の整備(1-1再掲) 36災害対応組織の整備(1-6再掲) 37防災意識の普及啓発(1-1再掲) 38防災訓練等の実施(1-1再掲) 40自主防災活動の促進(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)		42要配慮者対策の推進(1-1再掲)	
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		6河川護岸等の整備(1-3再掲) 10下水道施設の対策(1-4再掲) 20液状化対策(1-1再掲)		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野		横断的分野	
		産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	リスクコミュニケーション	老朽化（インフラ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生			18文化財等の災害対策 24消防力の整備・強化 28学校等の防災力の強化 29避難所・避難地の整備 37防災意識の普及啓発 38防災訓練等の実施 40自主防災活動の促進 42要配慮者対策の推進 43外国人への支援	17公共建築物の前震化・浸水対策 19がけ・擁壁の防災化の推進 22市街地の防災性向上(1-1再掲)
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生			18文化財等の災害対策(1-1再掲) 28学校等の防災力の強化(1-1再掲) 42要配慮者対策の推進(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)	7都市公園等の整備・防災力の強化
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生			25情報通信網の整備 42要配慮者対策の推進(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲) 44津波に対する防災意識の啓発	3港湾施設の整備 5海岸保全施設の整備 6河川護岸等の整備
	1-4 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生				5海岸保全施設の整備(1-3再掲) 6河川護岸等の整備(1-3再掲) 10下水道施設の対策 22市街地の防災性向上(1-1再掲)
	1-5 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生			25情報通信網の整備(1-3再掲) 26市民への情報伝達手段の多様化 29避難所・避難地の整備(1-1再掲) 42要配慮者対策の推進(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)	5海岸保全施設の整備(1-3再掲) 6河川護岸等の整備(1-3再掲) 19がけ・擁壁の防災化の推進(1-1再掲) 22市街地の防災性向上(1-1再掲)
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			25情報通信網の整備(1-3再掲) 26市民への情報伝達手段の多様化(1-5再掲) 36災害対応組織の整備 37防災意識の普及啓発(1-1再掲) 38防災訓練等の実施(1-1再掲) 40自主防災活動の促進(1-1再掲) 42要配慮者対策の推進(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止	13燃料の確保 27防災備蓄の推進		28学校等の防災力の強化(1-1再掲) 31広域・協力体制の整備	3港湾施設の整備(1-3再掲) 9水道施設の対策
	2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			24消防力の整備・強化(1-1再掲) 31広域・協力体制の整備(2-1再掲)	
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶	11電力施設の対策 12都市ガス施設の対策 13燃料の確保(2-1再掲)			11電力施設の対策 12都市ガス施設の対策
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱				
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			31広域・協力体制の整備(2-1再掲) 32災害医療体制の整備 38防災訓練等の実施(1-1再掲)	1道路啓開・交通規制体制の整備 2横りょう及び横断歩道の安全性の確保 17公共建築物の前震化・浸水対策(1-1再掲)
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			32災害医療体制の整備(2-5再掲)	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			23円滑な復旧・復興のための事前対策 28学校等の防災力の強化(1-1再掲) 36災害対応組織の整備(1-6再掲)	17公共建築物の前震化・浸水対策(1-1再掲)
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			25情報通信網の整備(1-3再掲)	8共同溝の整備促進
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			25情報通信網の整備(1-3再掲) 26市民への情報伝達手段の多様化(1-5再掲) 42要配慮者対策の推進(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	41事業者の防災活動の促進 45被災により停業する地域経済への対策 46被災した中小企業等への金融支援		41事業者の防災活動の促進	
	5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	13燃料の確保(2-1再掲) 41事業者の防災活動の促進(5-1再掲)		41事業者の防災活動の促進(5-1再掲)	
	5-3 海上物流機能の停止による貨物輸送網への甚大な影響				3港湾施設の整備(1-3再掲) 15海上輸送施設の対策
	5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止				3港湾施設の整備(1-3再掲) 14鉄道施設の対策 15海上輸送施設の対策(5-3再掲)
	5-5 食料等の安定供給の停滞	27防災備蓄の推進(2-1再掲)	4漁港の整備		4漁港の整備
	5-6 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止	11電力施設の対策(2-3再掲) 12都市ガス施設の対策(2-3再掲) 13燃料の確保(2-1再掲) 41事業者の防災活動の促進(5-1再掲)		41事業者の防災活動の促進(5-1再掲)	11電力施設の対策(2-3再掲) 12都市ガス施設の対策(2-3再掲)
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止				9水道施設の対策(2-1再掲)
	6-3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止				10下水道施設の対策(1-4再掲)
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態				1道路啓開・交通規制体制の整備(2-5再掲) 2横りょう及び横断歩道の安全性の確保(2-5再掲) 3港湾施設の整備(1-3再掲) 14鉄道施設の対策(5-4再掲) 15海上輸送施設の対策(5-3再掲)
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生			18文化財等の災害対策(1-1再掲) 24消防力の整備・強化(1-1再掲) 29避難所・避難地の整備(1-1再掲) 40自主防災活動の促進(1-1再掲)	
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			37防災意識の普及啓発(1-1再掲)	17公共建築物の前震化・浸水対策(1-1再掲)
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	47災害により損壊した危険物施設からの有害物質の流出防止			
	7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響			26市民への情報伝達手段の多様化(1-5再掲)	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			35災害廃棄物処理対策の整備	
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			23円滑な復旧・復興のための事前対策(3-1再掲) 31広域・協力体制の整備(2-1再掲) 39災害ボランティア活動の環境整備	1道路啓開・交通規制体制の整備(2-5再掲) 3港湾施設の整備(1-3再掲)
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			29避難所・避難地の整備(1-1再掲) 36災害対応組織の整備(1-6再掲) 37防災意識の普及啓発(1-1再掲) 38防災訓練等の実施(1-1再掲) 40自主防災活動の促進(1-1再掲) 42要配慮者対策の推進(1-1再掲) 43外国人への支援(1-1再掲)	11電力施設の対策(2-3再掲)
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態				6河川護岸等の整備(1-3再掲) 10下水道施設の対策(1-4再掲)

(別紙2) 脆弱性評価の結果

(事前に備えるべき目標)

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

施策 16 住宅と建築物等の耐震化促進

- ・震災時の住宅と建築物等への被害軽減のため耐震化を促進するとともに旧耐震基準等危険な建物の除却・更新をする必要がある。

施策 17 公共建築物の耐震化・浸水対策

- ・地震災害や浸水災害時の避難所や活動拠点の役割を担う公共建築物の耐震化や浸水対策をする必要がある。

施策 18 文化財等の災害対策

- ・火災等の災害による文化財の被害を未然に防ぐための防火対策及び平時の防災訓練をする必要がある。

施策 19 がけ、擁壁の防災化の推進

- ・地震災害や風水害による急傾斜地でのがけ崩れなど土砂災害の防止対策をする必要がある。

施策 20 液状化対策

- ・海岸沿いや河川流域に分布する液状化発生のおそれのある地域での液状化対策をする必要がある。

施策 22 市街地の防災性向上

- ・大規模災害により発生した火災の延焼拡大を防ぐ建築物等の整備を進め、火災被害を抑制する必要がある。また、地震災害や風水害による大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組みをする必要がある。

施策 24 消防力の整備・強化

- ・大規模災害時の同時多発火災に備えて、消防局及び各地域の消防団の消防力を強化する必要がある。

施策 28 学校等の防災力の強化

- ・児童・生徒・教職員の安全確保のため、所管する学校及び幼稚園、並びに児童福祉施設等の防災力を強化する必要がある。

施策 29 避難所・避難地の整備

- ・大規模災害時における避難所・避難地を整備し周知することで、人命保護の対策をする必要がある。

施策 37 防災意識の普及啓発

- ・行政機関と住民、事業者等が連携して災害対応活動をするため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民、事業者等の正しい知識と経験を共有することで、防災意識を向上する必要がある。

施策 38 防災訓練等の実施

- ・大規模災害時の非常事態において、とっさに的確な行動をとるために防災訓練の積み重ねを行うことで防災力を向上する必要がある。

施策 40 自主防災活動の促進

- ・大規模災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たす地域の自主防災活動を促進する必要がある。

施策 42 要配慮者対策の推進

- ・大規模災害時における要配慮者への避難支援や安否確認などの防災対策をする必要がある。

施策 43 外国人への支援

- ・日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の大規模災害時における安全の確保対策をする必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

施策7 都市公園等の整備・防災力の強化

- ・大規模災害時に備えて、広域避難地や各種応急対策用空地など、防災上重要な空間として、都市公園、緑地、広場等のオープンスペースを確保する必要がある。

施策18 文化財等の災害対策

- ・(1-1再掲)

施策28 学校等の防災力の強化

- ・(1-1再掲)

施策42 要配慮者対策の推進

- ・(1-1再掲)

施策43 外国人への支援

- ・(1-1再掲)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

施策3 港湾施設の整備

- ・横須賀港において、水際線の防護、緊急支援物資受入れ機能の確保、港湾活動の継続や安全性向上のため、港湾施設の整備を進める必要がある。

施策5 海岸保全施設の整備

- ・高波浪、高潮、津波による海岸背後の道路、住宅等への越波、浸水や海岸侵食による被害を防ぐため、海岸保全施設の整備による防護機能の向上を図る必要がある。

施策6 河川護岸等の整備

- ・地震による護岸の崩壊や津波、高潮による越流などに備え、老朽化した河川護岸を点検し、改修補強・嵩上げなどの対策をする必要がある。

施策25 情報通信網の整備

- ・大規模災害発生時において、市民への迅速・適切な災害情報提供、救援救助活動での関係機関の緊密な相互連絡を確保するため、災害情報通信網などのインフラ整備をする必要がある。

施策44 津波に対する防災意識の啓発

- ・津波災害を最小限にするため、津波に対する基本行動の正しい知識を周知することで、市民の防災意識を向上する必要がある。

施策42 要配慮者対策の推進

- ・(1-1再掲)

施策43 外国人への支援

- ・(1-1再掲)

1-4 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施策10 下水道施設の対策

- ・大規模災害発生時の生活環境保全のため、下水道施設の耐震対策、耐津波対策及び老朽化対策をする必要がある。また、大規模災害発生時の生活環境保全のため、ハード及びソフト対策による浸水対策をする必要がある。

施策5 海岸保全施設の整備

- ・(1-3再掲)

施策6 河川護岸等の整備

- ・(1-3再掲)

施策22 市街地の防災性向上

- ・(1-1再掲)

1-5 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策 26 市民への情報伝達手段の多様化

- ・市民に災害情報を確実に伝達するため、様々な情報媒体の活用をする必要がある。

施策 5 海岸保全施設の整備

- ・(1-3再掲)

施策 6 河川護岸等の整備

- ・(1-3再掲)

施策 19 かけ、擁壁の防災化の推進

- ・(1-1再掲)

施策 22 市街地の防災性向上

- ・(1-1再掲)

施策 25 情報通信網の整備

- ・(1-3再掲)

施策 29 避難所・避難地の整備

- ・(1-1再掲)

施策 42 要配慮者対策の推進

- ・(1-1再掲)

施策 43 外国人への支援

- ・(1-1再掲)

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

施策 36 災害対応組織の整備

- ・大規模災害発生直後の連絡体制の確立、その後の災害対応活動体制の確立のための組織体制を整備する必要がある。また、災害時も機能する地域の組織力により継続的に治安の悪化を防止する必要がある。

施策 25 情報通信網の整備

- ・(1-3再掲)

施策 26 市民への情報伝達手段の多様化

- ・(1-5再掲)

施策 37 防災意識の普及啓発

- ・(1-1再掲)

施策 38 防災訓練等の実施

- ・(1-1再掲)

施策 40 自主防災活動の促進

- ・(1-1再掲)

施策 42 要配慮者対策の推進

- ・(1-1再掲)

施策 43 外国人への支援

- ・(1-1再掲)

(事前に備えるべき目標)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止

施策9 水道施設の対策

- ・大規模災害時における被害の軽減、被害箇所の早期復旧、応急給水体制を整備する必要がある。

施策13 燃料の確保

- ・大規模災害による石油・ガスサプライチェーンの機能停止に備え、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給、社会経済活動・サプライチェーンの維持を行うため、燃料の確保対策をする必要がある。

施策27 防災備蓄の推進

- ・被災者等が避難所で一時的に生活するための食料、生活関連物資や応急活動に必要な資機材の備蓄等をする必要がある。

施策31 応援・協力体制の整備

- ・大規模災害時での、他自治体との相互応援協力体制の確立や、自衛隊などの防災関係機関への応援の要請と受入れ体制の整備をする必要がある。

施策33 医薬品・医療活動用資機材等の整備

- ・医療活動拠点等について、医療活動用資機材の整備のほか、医薬品の備蓄等の災害時医療機能を整備する必要がある。

施策3 港湾施設の整備

- ・(1-3再掲)

施策28 学校等の防災力の強化

- ・(1-1再掲)

2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策24 消防力の整備・強化

- ・(1-1再掲)

施策31 応援・協力体制の整備

- ・(2-1再掲)

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶

施策11 電力施設の対策

- ・都市機能は、電気に大きく依存しているため、災害時の電力供給確保の取り組みをする必要がある。

施策12 都市ガス施設の対策

- ・災害時のガス供給機能の確保や火災などの二次災害への対策をする必要がある。

施策13 燃料の確保

- ・(2-1再掲)

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策30 帰宅困難者対策の推進

- ・発災後に発生する帰宅困難者への帰宅支援対策をする必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

施策1 道路啓開・交通規制体制の整備

- ・緊急通行車両、災害救助支援車両が通行し主要な防災拠点を結ぶ緊急交通路における交通規制体制や緊急輸送道路の道路啓開における実施体制を整備する必要がある。

施策2 橋りょう及び横断歩道橋の安全性の確保

- ・大規模災害発生時に機能不全に陥ることのない道路交通基盤の整備として、緊急輸送道路の道路災害対策をする必要がある。

施策32 災害医療体制の整備

- ・大規模災害発生後に予想される多数の負傷者の救護や災害発生に伴う環境衛生の悪化から発生する感染症を防ぐため、市と医療機関が協力して災害時の医療体制を整備する必要がある。また、負傷者の医療搬送体制を整備する必要がある。

施策17 公共建築物の耐震化・浸水対策

- ・(1-1再掲)

施策31 応援・協力体制の整備

- ・(2-1再掲)

施策38 防災訓練等の実施

- ・(1-1再掲)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策34 遺体処理体制の整備

- ・大規模災害発生時に発生が予想される多数の遺体の身元確認や検視、保存、搬送などの遺体の処理体制について整備する必要がある。

施策32 災害医療体制の整備

- ・(2-5再掲)

施策33 医薬品・医療活動用資機材等の整備

- ・(2-1再掲)

(事前に備えるべき目標)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策 23 円滑な復旧・復興のための事前対策

- ・円滑な災害復旧・復興を推進するため、大規模災害時の防災対策の検討や各関係機関との連絡調整、市が管理する土地・建物の登記情報や地下埋設物などに関する各種情報データを整備しておく必要がある。

施策 17 公共建築物の耐震化・浸水対策

- ・(1-1再掲)

施策 28 学校等の防災力の強化

- ・(1-1再掲)

施策 36 災害対応組織の整備

- ・(1-6再掲)

(事前に備えるべき目標)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

施策 8 共同溝の整備促進

- ・大規模災害時におけるライフラインの安全性確保のため共同溝を整備する必要がある。

施策 25 情報通信網の整備

- ・(1-3再掲)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

施策 25 情報通信網の整備

- ・(1-3再掲)

施策 26 市民への情報伝達手段の多様化

- ・(1-5再掲)

施策 42 要配慮者対策の推進

- ・(1-1再掲)

施策 43 外国人への支援

- ・(1-1再掲)

(事前に備えるべき目標)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

施策 41 事業者の防災活動の促進

- ・事業者は、地域社会の社会的責任を果せるよう防災体制の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備する必要がある。

施策 45 被災により停滞する地域経済への対策

- ・大規模災害による影響をより受けにくい産業構造へ移行する必要がある。また、被災した市民に対して生活再建のため、資金援助をする必要がある。

施策 46 被災した中小企業等への金融支援

- ・大規模災害で被災した中小企業の早期復旧と経営の安定化を図るためのセーフティネット対策をする必要がある。

5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

施策 13 燃料の確保

- ・(2-1再掲)

施策 41 事業者の防災活動の促進

- ・(5-1再掲)

5-3 海上物流機能の停止による貨物輸送網への甚大な影響

施策 15 海上輸送施設の対策

- ・地震・豪雨災害などの大規模災害の発生により、市内主要幹線道路が寸断された場合の代替輸送手段として海上輸送の利用が想定されるため、港湾施設の整備や物流関係事業者との連携などする必要がある。

施策 3 港湾施設の整備

- ・(1-3再掲)

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

施策 14 鉄道施設の対策

- ・地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送の確保のため、鉄道施設の耐震化、地震列車防護装置の設置、運行停止時の旅客混乱防止などの対策をする必要がある。

施策 3 港湾施設の整備

- ・(1-3再掲)

施策 15 海上輸送施設の対策

- ・(5-3再掲)

施策 20 液状化対策

- ・(1-1再掲)

5-5 食料等の安定供給の停滞

施策 4 漁港の整備

- ・市が管理する漁港について、水産物の安定供給並びに漁業活動の安全性向上のため、外郭施設等の漁港施設の整備を進める必要がある。

施策 27 防災備蓄の推進

- ・(2-1再掲)

(事前に備えるべき目標)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
施策11 電力施設の対策 ・(2-3再掲) 施策12 都市ガス施設の対策 ・(2-3再掲) 施策13 燃料の確保 ・(2-1再掲) 施策41 事業者の防災活動の促進 ・(5-1再掲)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
施策9 水道施設の対策 ・(2-1再掲)

6-3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
施策10 下水道施設の対策 ・(1-4再掲)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
施策1 道路啓開・交通規制体制の整備 ・(2-5再掲) 施策2 橋りょう及び横断歩道橋の安全性の確保 ・(2-5再掲) 施策3 港湾施設の整備 ・(1-3再掲) 施策14 鉄道施設の対策 ・(5-4再掲) 施策15 海上輸送施設の対策 ・(5-3再掲)

(事前に備えるべき目標)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

施策 21 公共の空地、施設の事前把握

- ・大規模災害発生後での応急対策活動や復旧・復興活動に必要な公共空地や施設について、事前の把握をする必要がある。

施策 18 文化財等の災害対策

- ・(1-1再掲)

施策 24 消防力の整備・強化

- ・(1-1再掲)

施策 29 避難所・避難地の整備

- ・(1-1再掲)

施策 40 自主防災活動の促進

- ・(1-1再掲)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

施策 16 住宅と建築物等の耐震化促進

- ・(1-1再掲)

施策 17 公共建築物の耐震化・浸水対策

- ・(1-1再掲)

施策 37 防災意識の普及啓発

- ・(1-1再掲)

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

施策 47 災害により損壊した危険物施設からの有害物質の流出防止

- ・大規模災害による倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止する必要がある。

7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

施策 26 市民への情報伝達手段の多様化

- ・(1-5再掲)

(事前に備えるべき目標)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策 35 災害廃棄物処理対策の整備

- ・大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を整備する必要がある。また、大規模災害発生時において耐久性があり、復旧の早い合併処理浄化槽を整備する必要がある。

施策 21 公共の空地、施設の事前把握

- ・(7-1再掲)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策 39 災害ボランティア活動の環境整備

- ・災害ボランティアの復旧・復興支援活動が円滑に行える環境を整備する必要がある。

施策 1 道路啓開・交通規制体制の整備

- ・(2-5再掲)

施策 3 港湾施設の整備

- ・(1-3再掲)

施策 21 公共の空地、施設の事前把握

- ・(7-1再掲)

施策 23 円滑な復旧・復興のための事前対策

- ・(3-1再掲)

施策 31 応援・協力体制の整備

- ・(2-1再掲)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策 29 避難所・避難地の整備

- ・(1-1再掲)

施策 36 災害対応組織の整備

- ・(1-6再掲)

施策 37 防災意識の普及啓発

- ・(1-1再掲)

施策 38 防災訓練等の実施

- ・(1-1再掲)

施策 40 自主防災活動の促進

- ・(1-1再掲)

施策 42 要配慮者対策の推進

- ・(1-1再掲)

施策 43 外国人への支援

- ・(1-1再掲)

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策 6 河川護岸等の整備

- ・(1-3再掲)

施策 10 下水道施設の対策

- ・(1-4再掲)

施策 20 液状化対策

- ・(1-1再掲)

発行：横須賀市 危機管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11